

ID: 1577

担当部署: 健康福祉部 子育て支援課

処分の概要	届出等拒否による手当支払い差止め		
法令名 根拠条項	平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律 第10条		
法令番号	平成22年法律第19号		
【基準】 法第10条及び第27条の規定による。 第10条 子ども手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、第27条の規定による届出をせず、又は同条第2項の規定による書類を提出しないときは、子ども手当の支払を一時差し止めることができる。 (届出) 第27条 第7条第1項の規定により子ども手当の支給を受けている者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長に対し、平成22年6月1日における被用者又は被用者等でない者の別を届け出なければならない。 2 子ども手当の支給を受けている者は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定により届出をする場合を除くほか、市町村長(第16条第1項の規定によって読み替えられる第6条の認定をする者を含む。以下同じ。)に対し、厚生労働省令で定める事項を届け出、かつ、厚生労働省令で定める書類を提出しなければならない。 参照 平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成23年法律第107号)			
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日